

共生型生活介護

■サービス利用料金

下記料金表によって、サービス利用料金から、介護給付費等の給付額(全体額の9割)を除いた金額(全体額の1割=利用者負担)と食費・光熱水費の合計金額を利用者にお支払いいただきます。

〈1単位：10,18円〉

生活介護サービス費	障害支援区分により算定
共生型生活介護Ⅰ	693単位
食事提供体制加算	30単位(1日につき)
初期加算	30単位(利用開始から30日を限度)
欠席時対応加算(注)	94単位(1回につき)
福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	15単位
常勤看護職員配置等加算(Ⅲ)	11単位
リハビリテーション加算(Ⅱ)	20単位
生活介護上限額管理加算	150単位
生活介護介護管理責任者配置等加算	58単位
送迎加算(Ⅰ)	片道21単位
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位(基本サービス費及び各加算の合計) ×42/1,000(1月につき)

※ ご負担いただく金額については、市町村が発行する障害福祉サービス受給者証に記載された金額の範囲内の額及び食費・光熱水費といたします。

※ 生活介護サービス費は、利用者の障害程度区分によって変動いたします。

※ 人員配置体制加算・福祉専門職員配置等加算については共にいずれかになります。

注) 欠席時対応加算については、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日または当日に中止のご連絡があった場合に加算されます。合わせて次ページのキャンセルについての説明文参照下さい。

■利用者負担の減免について

○利用者負担に関する月額上限

1ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」については、所得(世帯の収入状況)に応じて下表のとおり4区分の月額負担上限額が設定され、それ以上の負担は必要ありません。

所得区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯で、所得割が16万円未満の場合	9,300円
一般2	市町村民税課税世帯で、一般1以外の方	37,200円

■介護給付対象外のサービス

下記の①～③のサービスについては、介護給付費等の給付対象とならないため、サービス提供をご希望される場合には、次の記載に従いサービス提供し、所定の料金をお支払い頂きます。

なお、上記の所定料金は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヵ月前までにご説明します。

- ① 特別なサービスの提供とこれに伴う費用
- ② 介護給付費等から支給されない日常生活上の諸費用
- ③ その他

〈サービスの概要と利用料金〉

食費	1回600円	提供する食事にかかる食材料費と人件費相当額の合計(おやつ代60円を含む) ※食事提供体制加算対象者の方は食材料費300円のみ負担となります。
光熱水費	1回50円	提供する入浴にかかる費用(入浴された場合のみ)
創作的活動等の材料費	実費	利用者が希望されて行ったものの材料費等
その他	実費	サービス提供にあたり、利用者に負担していただくことが 適当と認められるものの費用

■利用料金・費用のお支払い方法

前記の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、翌月10日までに請求しますので、翌月末日までにお支払いください。お支払いは原則として自動口座引き落としさせていただきます。ただし、これによりがたい場合は、ウィズ窓口にて現金にてお支払いいただくか、または振込みでお願いいたします。